

研修会・講習会等における 講師謝金および受講料に関する規程

(目的)

第1条 本規程は一般社団法人大阪府理学療法士会生涯学習センター（以下「センター」という）および市区町村士会の事業に伴う講師謝金の支払いとその受講料に関して必要な事項を管理し定めるものである。

(講師謝金の支払い)

第2条 センターは、センターが主催する研修集会、学術大会、研修会、講習会、講演、講義、実習又は実技講習等の講師に対して、基準の範囲内で支払う。

2 市区町村士会が主催する研修事業は以下のように区分し、研修事業1及び2の事業に対し基準の範囲内で支払う。

ア 研修事業1は「主催」研修会及び「承認」研修会・講演会・ワークショップ等にあたるもの

イ 研修事業2は市区町村士会の独自開催事業にあたるもの

3 前2項のうち予め用意されたスライドや、資料に則り行う研修等については、1コマ10,000円（消費税込）以下とする。

4 講師謝金は、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収して支払う。

(講師の種類と基準講師謝金額)

第3条 講師は理学療法士と、それ以外に分ける。

2 理学療法士の場合、その理学療法士は原則的に日本理学療法士協会会員であること。

3 講師謝金の金額は講師の種類により次の基準により分類する。

ただし講師を担う時間は1コマ90分を原則とするが、学術大会はこの限りではない。

4 講師謝金基準を以下のように定める（消費税込）。ただし、1コマ=90分の金額とする。

5 講師謝金は、基準講師謝金額に源泉所得税及び復興特別所得税を加算した金額とする。

理学療法士

事業主催	前期研修修了者	登録理学療法士	認定・専門理学療法士
学習センター	—	20000円以下	30000円以下
市区町村士会研修事業 1	—	20000円以下	30000円以下
市区町村士会研修事業 2	5000円以下	10000円以下	20000円以下

理学療法士外

	金額
教授クラス	100,000円以下
准教授・講師クラス	50,000円以下
助教クラス	30,000円以下

(講義数と講師数)

第4条 2コマ以上もしくは複数名の講師の場合、講師謝金の逡減適応や按分、その適応外について次のように定める。

- 2 1人の講師が同一日に2コマ以上講義を行う場合は2コマ目以上の講師謝金を50%に逡減する。
- 3 実技講習会等で複数名の講師や講師補助者がある場合、講師謝金をその講師や講師補助者で按分する。按分方法については主催者が事前に取り決めておくこと。この場合、第4条2項は適応しない。

(シンポジウム)

第5条 シンポジウムの講師謝金について次のように定める。

- 2 1シンポジウムの開催時間は90分とする。
- 3 シンポジストの講演該当時間は45分とみなし、基準講師謝金額(第3条4項に定めるもの)の2分の1以下の講師謝金をシンポジストに対して支払う。
- 4 座長に対して、交通費として別途支払う。

(受講料)

第6条 受講料は以下のように定める(消費税込)

生涯学習センター 主催	1コマ
PT協会会員(府士会員)	1,500円以下
PT協会会員(他都道府県士会員)	2,000円以下
他職種	2,000円以下
PT協会 非会員	3,000円以上

市区町村士会 主催	1コマ
主催する市区町村士会員	1,500円以下
主催する市区町村士会員以外の府士会員	1,500円以下
PT協会会員(他都道府県士会員)	2,000円以下
他職種	2,000円以下
PT協会 非会員	3,000円以上

(委任)

第7条 この規程で定められていない事項及び、この規程の施行に関し、必要な事項は生涯学習センター理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、生涯学習センター理事会の決議により行うものとする。

(附則) 本規程は令和2年4月1日から施行する。

本規程の変更は、令和3年10月1日から施行する。

本規程の変更は、令和4年8月1日から施行する。

本規程の変更は、令和5年3月8日から施行する。

本規程の変更は、令和5年11月14日から施行する。